

# ThinkPark Arena FUTSAL Club

## キャンセル・利用中止細則

### 第1条 キャンセル方法

- ThinkPark Arena 及び付帯施設（以下、総じて「本施設」という。）利用の予約確定後におけるキャンセルについては、ThinkPark Arena FUTSAL Club（以下、「本クラブ」という。）会員（以下、「会員」という。）の代表者又は副代表者が行うものとし、ThinkPark Arena Operation Room への口頭又は電話による申告のみとする。なおその際、本クラブ入会申込書又は変更届の記入内容を確認することで本人確認とする。
- 会員が本クラブから指定された期日までに振込による利用料金の支払を行わなかった場合は、キャンセル料その他本細則で定める全ての事項につき、振込指定期日の経過時点で前項によるキャンセルがなされた場合と同様の扱いとする。

### 第2条 キャンセル料

- 本クラブが別途定める方法により、会員が本施設の利用申込を完了した時点で予約確定となり、本クラブは会員が予約した利用時間における本施設利用を引き受けるものとする。これ以降、会員が会員の都合又はその他の事由により本施設の利用をキャンセルする場合、当該会員においては利用予定日までの残期間に応じて、次に定めるキャンセル料を支払う債務がキャンセル時に発生するものとする。但し、「ThinkPark Arena FUTSAL Club 利用申込細則」第2条第7項によりキャンセル扱いとされた場合には本項第2号を適用する。なお、マッチメイク（対戦相手募集）予約をキャンセルする場合、及び「ThinkPark Arena FUTSAL Club 利用申込細則」第2条第6項又は第2条第7項によりキャンセル扱いとなった場合、本項第2号記載の「利用料金の50%」とは、「予約確定後に支払うべき額（利用料金の半額）」と同額を意味するものであり、「予約確定後に支払うべき額（利用料金の半額）」の50%を意味するものではない。
  - 利用日の15日前まで …… 無料
  - 利用日の14日前から4日前まで（11日間） …… 利用料金の50%
  - 利用日の3日前から当日まで（4日間） …… 利用料金の100%
- 前項のキャンセルがなされた場合であって、利用料金について会員に未払の支払債務があるときは、会員は当該債務につき、キャンセル時に当然に期限の利益を失うものとする。
- 第1項のキャンセルがなされた場合であって、既に会員が利用料金の支払を行っているときは、本クラブの有するキャンセル料金債権と会員の有する既払利用料金の返還債権は、特段の意思表示がなくともキャンセルがなされた時点で、当然に対等額で相殺されるものとする。相殺の結果、本クラブが返還すべき利用料金がまだ残る場合は、本クラブは当該残額からさらに振込手数料を差し引いた額について会員指定の口座へ振込にて返金する。また、相殺の結果、会員が支払うべきキャンセル料金がまだ残る場合は、会員は速やかに当該額を本クラブ指定の口座へ振込にて支払うものとする。
- 会員が利用料金の支払を行う以前においても、第1項に記載のキャンセル料がキャンセル時に発生するものとし、この場合、会員は速やかにキャンセル料金を本クラブの指定する口座へ振込にて支払うものとする。

### 第3条 本施設の利用禁止

- 会員が本施設の利用を開始する前に、警報・注意報・その他の理由により、本クラブが本施設の利用禁止を指示する場合、本クラブから会員へ利用禁止の連絡を行う。その際、会員は本施設の利用を中止するものとする。
- 会員が本施設の利用中に、警報・注意報・その他の理由により、本クラブが本施設の利用禁止を指示した場合、会員は直ちに利用を中止するものとする。
- 会員が本施設の利用を開始する前に、本クラブから本施設の利用禁止を指示した場合、会員は本クラブが指定した期間内において代替日を選択することができる。会員が代替日を選択した場合、本クラブは会員が支払済みの利用料金を返還しない。会員が代替日を選択しない場合、本クラブは会員が支払済みの利用料金を、会員指定の口座へ振込にて返金する。なお、代替日について本クラブが利用禁止を指示した場合も同様の扱いとし、以降本扱いを繰り返すものとする。
- 会員が本施設の利用中に、本クラブが本施設の利用禁止を指示した場合、利用した時間が該当する利用時間単位の半分以上であった場合は本クラブから会員へ利用料金を返金しないものとするが、利用した時間が該当する利用時間単位の半分未満であった場合においては、会員は本クラブが指定した期間内において代替日を選択することができる。この時、会員が代替日を選択しない場合、本クラブは会員が支払済みの利用料金を会員指定の口座へ振込にて返金する。なお、代替日について本クラブが利用禁止を指示した場合も同様の扱いとし、以降本扱いを繰り返すものとする。
- 前2項の規定により本クラブが利用料金を返金する場合に限り、振込手数料を本クラブにて負担する。
- 本クラブから利用禁止の指示がなく、会員の判断で第1条第1項の定める手続により本施設の利用をキャンセルした場合は全て会員側の都合によるキャンセル扱いとし、本条第1項ないし第5項は適用せず、前条の規定を適用するものとする。会員は本施設の利用申込時において、予めこれを了承のうえ申込を行うものとする。
- 本クラブから利用禁止の指示がなく、会員の判断で本施設の利用を中止したが、第1条第1項の定める手続による本施設のキャンセルがなされなかった場合は、利用日当日に同項のキャンセルがなされたものとみなし、本条第1項ないし第5項は適用せず、前条の規定を適用するものとする。会員は本施設の利用申込時において、予めこれを了承のうえ申込を行うものとする。

### 第4条 マッチメイク成立後のキャンセル禁止

マッチメイク成立後は、当該両会員とも一切キャンセルすることはできないものとする。会員はマッチメイク予約申込の際、予めこれを了承のうえ申込を行うものとする。

### 第5条 本細則の改定

本クラブは、必要に応じて会員の承諾無く随時本細則を改定できるものとし、会員はその改定に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

### 第6条 発効

本細則は、平成22年4月1日より発効する。

